



信金中央金庫

SCB SHINKIN CENTRAL BANK

地域・中小企業研究所

ニュース&トピックス No. 2022-106

(2023. 1. 5)

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048
URL <https://www.scbri.jp> e-mail : s1000790@FaceToFace.ne.jp

パリ協定と両輪で動き始めた「昆明・モンリオール生物多様性枠組」

わらしな
薫品 和寿

ポイント

- 2022年12月7日から19日にかけて開催されたCBD COP15（生物多様性条約第15回締約国会議）において、2020年までの短期目標を掲げた「愛知目標」に続く「ポスト2020生物多様性枠組」として、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択された。この採択によって、生物多様性分野でも、議論で先行していた気候変動（脱炭素）分野に倣うように、枠組みや情報開示等の検討が進んでいくことになろう。
- 昆明・モンリオール生物多様性枠組には、2050年ビジョンである「自然と共生する世界」を達成するための「2030年ミッション」および2030年までの23の行動目標（ターゲット）が盛り込まれている。このうち、企業や金融機関の活動では、目標15（企業や金融機関が生物多様性へのリスク、依存、影響を評価し開示することを求める）が大いに注目される。
- 2023年中の民間イニシアティブの動きとして、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）およびSBTN（自然に関する科学に基づく目標設定）が注目される。こうした中、企業や金融機関にとって、ネイチャーポジティブという概念はますます重要になっていくだろう。

1. 採択された「ポスト2020生物多様性枠組」

2022年12月7日から19日にかけて、CBD COP15 第二部（生物多様性条約第15回締約国会議、開催国：カナダ・モンリオール）が開催された¹。CBD COP15は、2020年までの短期目標を掲げた「愛知目標」に続く生物多様性枠組みの採択を主目的に、当初は2020年10月に、中国・昆明で開催予定であった。しかし、コロナ禍で2021年10月に延期され、第一部（開催国：中国・昆明）がオンライン形式で行われた。今回の第二部については、中国国内での新型コロナウイルス感染拡大を受けて、議長国は中国のままで、開催国がカナダに変更された。なお、第一部では、第二部における「ポスト2020生物多様性枠組」の採択に向けた決意表明の位置付けで、昆明宣言²が採択されている。

第二部の決議内容は、2022年6月21日から26日にかけてケニア・ナイロビにおいて開催された、「ポスト2020生物多様性枠組」第4回公開作業部会³において議論された。しかし、この時点では、多くの論点が合意されずに、第二部に議論が持ち越された。

第二部において「ポスト2020生物多様性枠組」が採択されるかどうか注目されるなか、当初の予定より9時間遅れの2022年12月19日午前3時に、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」として採択された⁴（WWFジャパン（2022））。採択にあたっては、「強引な採決に、プロセスへの

¹ CBD COP15 第二部までの動きは、信金中央金庫 地域・中小企業研究所ホームページ(<https://www.scbri.jp/PDFnews&topics/20221115.pdf>)を参照。

² 日本語訳は、環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/content/900518065.pdf>)を参照。

³ 環境省ホームページ(https://www.env.go.jp/press/press_00083.html)を参照。

⁴ 詳細は、外務省ホームページ(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page22_003988.html)を参照。

異議や抗議が寄せられ、「やや残念な終わりの迎え方」(道家(2022))という評価があるが、決裂せずに2030年目標が採択された意義は大きいといえよう。

なお、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」は、“生物多様性分野におけるパリ協定(2015年採択)”と言われることがあり、この採択によって、生物多様性分野でも、議論で先行していた気候変動(脱炭素)分野に倣うように、枠組みや情報開示等の検討が進んでいくことになる(図表1)。

(図表1) 脱炭素分野と比較した自然分野での取組み

	自然分野	脱炭素分野
科学的根拠	IPBES	IPCC
国際枠組み	昆明・モンリオール生物多様性枠組 (旧:ポスト2020生物多様性枠組)	気候変動枠組(パリ協定)
定量化	各機関が定量化手法を開発中。 現状、統一的な定量化手法はなし	Green House Gas Protocol(GHGプロトコル)
目標設定	Science Based Targets(SBTs) for Nature ※2025年までに最終化予定	Science Based Targets(SBTs)
情報開示	自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)提言 ※2023年9月最終提言公表予定	気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言
ファイナンス	各種ラベルボンド原則(ICMA ^(注1))、同ローン原則(LMA ^(注2) ほか) 持続可能なブルーエコノミーファイナンス原則(欧州委員会ほか) ブルーファイナンスに関するガイドライン(IFC ^(注3))	各種ラベルボンド原則(ICMA)、同ローン原則(LMAほか) トランジション・ファイナンス推進のための各種ロードマップ

(注1) ICMA(International Capital Market Association): 国際資本市場協会の略称。国際債券市場に関する自主規制を検討、策定する団体
(注2) LMA(Loan Market Association): 英ローン・マーケット・アソシエーションの略称。EMEA地域のプライマリーおよびセカンダリーのシンジケートローンの発展を主目的とした組織
(注3) IFC(International Finance Corporation): 国際金融公社の略称。世界銀行グループに属する途上国の民間セクター開発に特化した世界最大の国際開発機関

(出所) 「MIZUHO Research & Analysis 2022.12.27」 p.36 (一部加工)

2. 「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の概要

「昆明・モンリオール生物多様性枠組」には、2050年ビジョンである「自然と共生する世界」を達成するための「2030年ミッション(図表2)」および2030年までの23の行動目標⁵(ターゲット)が盛り込まれている。なお、「2030年ミッション」には、直接的な言及はないものの、2030年までに自然の損失を止めてプラスに転じる「ネイチャーポジティブ」の考え方が暗示されている。

(図表2) 2030年ミッション

生物多様性の保全と持続可能な利用、および遺伝資源の利用から得られる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人と地球の利益のために自然を回復軌道に乗せる。そのために生物多様性の損失を止め、逆転させる緊急行動を起こすとともに、必要な実行手段を提供する。

[原文] To take urgent action to halt and reverse biodiversity loss to put nature on a path to recovery for the benefit of people and planet by conserving and sustainably using biodiversity, and ensuring the fair and equitable sharing of benefits from the use of genetic resources, while providing the necessary means of implementation.

(出所) 磯貝ほか(2022)

このミッションを達成するために策定されたのが、23の行動目標(ターゲット)である(図表3右)。このうち、途上国を巻き込めるかどうかを含めて大きく注目されたのは、目標3の「30by30目

⁵ 道家(2022)は、愛知目標に比べて、数値が明記された目標が増えたことを評価している。

(図表3) ポスト2020 生物多様性枠組における「2030年ターゲット」

<p>■ 2050年ビジョン 自然と共生する世界</p> <p>■ 2050年ゴール</p> <p>ゴールA 自然生態系の面積が大幅に増加し、絶滅速度と絶滅リスクを10分の1に減らし、遺伝的多様性を維持する</p> <p>ゴールB 自然を保全し、持続可能に利用する。自然が人間にもたらす価値を評価し、維持し、強化する</p> <p>ゴールC 遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ衡平に配分する</p> <p>ゴールD 2050ビジョン達成のため年間7000億ドルの資金不足を徐々に解消する</p>	<p>■ 2030年ミッション 生物多様性を回復軌道に乗せるため、緊急な行動を起こす</p> <p>■ 2030年ターゲット (昆明・モントリオール2030年目標)</p> <p>目標1 生物多様性の重要地域の損失をゼロに近づける 目標2 劣化した生態系の30%を再生 目標3 陸域、内水域、海域の重要地域を中心に30%保全 目標4 種と遺伝的多様性の回復・保全のための管理を確保し、野生生物とあつれきを回避 目標5 合法的で持続可能な種の採取、取引、利用と、乱獲の防止 目標6 外来生物の新規侵入や定着を50%減少 目標7 環境への栄養分流出を半減、農薬リスクを半減、プラスチック汚染を削減 目標8 自然に基づく解決策で気候変動の緩和・適応に貢献 目標9 種の持続可能な管理と利用で、脆弱な人々の社会的、環境的な利益を確保 目標10 農業、養殖業、漁業、林業の持続的な管理と生産性やレジリエンスの向上 目標11 大気や水の調節や防災に寄与する自然の恵みを維持・促進 目標12 緑地や親水空間の面積やアクセス、便益の増加 目標13 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) を促進する措置の実施 目標14 生物多様性の価値を、政策・規制・計画・開発・会計に統合 目標15 企業や金融機関が生物多様性へのリスク、依存、影響を評価し開示することを求める 目標16 食料廃棄を半減し、過剰消費を減らし、市民の責任ある選択と情報入手を可能にする 目標17 バイオテクノロジーによる悪影響に対処するための能力の強化 目標18 生物多様性に有害な補助金の年間5000億ドルを段階的に削減 目標19 資源(資金) 動員を年2000億ドルに増加、途上国向け資金を年300億ドルに増やす 目標20 生物多様性の保全と持続可能な利用のための科学研究の強化 目標21 効果的な管理のため、データ、情報、知識を利用できるようにする 目標22 生物多様性管理の意思決定への先住民、女性、若者の公平な参加と権利尊重 目標23 枠組みの実施におけるジェンダー平等の確保</p>
---	--

(出所) 日経ESG (<https://project.nikkeibp.co.jp/ESG/atcl/column/00005/122300299/?P=2>)

標⁶」である。なお、わが国では、2022年4月に、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議から「30by30ロードマップ⁷」が示されるとともに、環境省は、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上や、OECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)の設定・管理に取り組んでいる。

企業活動に関わる目標としては、目標7や目標16のほか、直接的に言及している目標15が注目される。目標15には、「生物多様性へのリスク、依存、影響をすべての大企業および多国籍企業、金融機関の事業、サプライチェーン、バリューチェーン、ポートフォリオに沿った要件を含めて、定期的に監視、評価し、透明性をもって開示する」(磯貝ほか(2022))ことが盛り込まれている。すなわち、企業はサプライチェーン全体にわたって、金融機関はポートフォリオを通して、生物多様性へのリスク、依存、影響を把握することが求められている。義務化されてはいないものの、2023年9月に最終版が公表される予定のTNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)の動きと連動していこう。

そのほか、目標18では、2030年までに、生物多様性に負の影響を及ぼす資金(有害な補助金)の流れを年間5,000億米ドル削減することが明記された。目標19では、2030年までに、生物多様性回復のための直接的な資金動員を年間2,000億米ドルに増加させることも明記されている。

3. 企業活動においても重要となる「ネイチャーポジティブ」

生物多様性分野における民間イニシアティブの動きでは、TNFDおよびSBTN(自然に関する科学に基づく目標設定)が注目されよう。TNFDは、2022年11月に、開示のフレームワーク

⁶ 陸域、淡水域、海域の30%以上を、人と自然の共生する地域として管理・保全する目標。

⁷ 環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/press/110887.html>)を参照。

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

として、ベータ版 (v0.3) を公表し、2023 年 9 月に最終版を公表する予定である。また、SBTN については、2020 年 9 月に、企業向けの初期ガイダンスが公表され、2023 年第 1 四半期には、目標設定ガイダンスの一部⁸が公開される予定となっている。このように、CBD COP15 第二部での「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の採択を受けて、2023 年中には、企業や金融機関にとって見逃せない大きな動きが集中している。

藤田 (2022) は、CBD COP15 について、「最大の特徴は、企業や投資家の役割や行動に焦点を当てたこと」と評価している。今後、企業や金融機関にとって、ネイチャーポジティブという概念はますます重要になっていくだろう。

以 上

<参考文献>

- ・ 磯貝圭志、服部徹、舛田陽介、小峯慎司、田守綾 (2022 年 12 月 27 日)「COP15 で 2030 年までの生物多様性世界目標が採択-ビジネスの観点から概要とポイントを解説-」PwCコンサルティング合同会社
- ・ (株)グリーンプロダクション (2022 年 12 月 1 日)「COPの行方 ~カナダ・モンリオール開催COP15、生物多様性「30by30」目標へ期待と課題」G&Bレポート
- ・ MIZUHO Research & Analysis (2022 年 12 月 27 日)「拡がるサステナビリティ課題への向き合い方 ~「脱炭素」にとどまらず、循環経済・自然資本・人権・人的資本の分野へ、多面的に拡がる課題に、企業はどう向き合うべきか?~」みずほフィナンシャルグループ リサーチ&コンサルティングユニット
- ・ WWFジャパン (2022 年 12 月 27 日)「COP15 閉幕 新たな生物多様性国際目標が決定 今後、世界と日本に求められることは？」
- ・ 藤田香 (2022 年 12 月 26 日)「【生物多様性 COP15】 昆明・モンリオール 2030 年目標を採択」日経 ESG
- ・ 道家哲平 (国際自然保護連合日本委員会 事務局長) (2022 年 12 月 19 日)「昆明ーモンリオール生物多様性世界枠組みの採択！」にじゅうまるプロジェクト

⁸ 初期ガイダンスでは、企業が目標設定に取り組むにあたっての5つのステップ(ステップ1:評価→ステップ2:理解・優先順位付け→ステップ3:測定・設定・開示→ステップ4:行動→ステップ5:追跡)が示されている。このうち、ステップ1、ステップ2、淡水域に関するステップ3が盛り込まれる予定である。